

事前契約内容説明書(定額リボルビング方式)



作成日	年	月	日
-----	---	---	---

契約予定 極度額							
-------------	--	--	--	--	--	--	--

契約予定 利用限度額							
---------------	--	--	--	--	--	--	--

お名前	
-----	--

登録番号	東海財務局長(12)第00027号	担当者	
協会番号	第003633号	支店長	
住所	静岡県掛川市駅前1番地の9		
商号	ダイレクトワン株式会社		

ご住所	
-----	--

(契約予定の内容の表示)

1. 返済方式	定額リボルビング方式
2. 借入利率 遅延損害金利率	・ % (実質年率) 利息の計算方法 : 借入残高 × 借入利率 ÷ 365日 (うるう年は366日) × 利用日数 20.00 % (実質年率) 遅延損害金の計算方法 : 借入残高 × 遅延損害金利率 ÷ 365日 (うるう年は366日) × 遅延日数
3. 約定返済日	毎月 日 ただし、当社休日または祝日については、翌営業日とします。
4. 約定返済日の 設定方式	約定返済日はお客さまが希望し、当社が承諾した日を約定返済日とします。
5. 約定返済額	(1) 約定返済額 月々 円 ただし、最終回は 円(極度額を借入れしたとき) (2) 最終返済日には元金と利息、遅延損害金の合計額を支払うものとします。
6. 約定返済額の 設定方式	約定返済額は最終借入後の融資残高に応じて、下記のとおりとします。 (1) 融資残高10万円以下、約定返済額4,000円以上 (2) 融資残高10万円超20万円以下、約定返済額8,000円以上 (3) 融資残高20万円超40万円以下、約定返済額12,000円以上 (4) 融資残高40万円超50万円以下、約定返済額15,000円以上 なお、以後は融資残高が10万円増すごとに3,000円を追加した金額を約定返済額とします。
7. 返済期間及び 返済回数	年 月 日 より 最終返済日 年 月 日 まで 回 年 月 日
8. 総返済金額	総返済金額 円 返済期間、返済回数、最終返済日および総返済金額は、作成日に契約予定極度額の金額を借入れされ、以降、約定返済日に所定の元金金をご返済されたらと仮定しています。(年365日(うるう年は366日)の日割計算)
9. 返済方法 返済場所	(1) 店頭窓口 (2) 銀行振込 (3) A T M (4) 口座振替 (5) その他、当社が認めた返済方法ならびに返済場所による返済
10. 返済期日前の返済	返済期日前に元金の一部または全部を、返済する日までの利息と合わせて返済ができます。
11. 費用・手数料の 負担	お客さまが当社にご負担いただく元金・利息・遅延損害金以外の費用は、下記のとおりです。 (1) 収入印紙代 200円 (2) A T Mの利用に係る手数料 A T M手数料の金額は、取引金額が1万円以下のときは100円(税抜)1万円を超えるときは200円(税抜)とします。 (3) カードの再発行手数料 (4) その他、当社が定める費用または手数料
12. 賠償額	お客さまは、期限後または期限の利益を喪失したときは、その翌日以降完済に至るまで 2. 「借入利率・遅延損害金利率」記載の遅延損害金を支払います。(年365日(うるう年は366日)の日割計算)
13. 期限の利益の喪失	お客さまは、次の事由が一つでも生じたとき、当社からの通知、催告がなくても、当然に期限の利益を失い、債務の全額を支払います。 (1) 虚偽の記載または虚偽の申告 (2) 所在不明 (3) お客さまの当社に対する債務(本規約にもとづく債務であるかを問いません)のうち、一つでも期限内に支払わなかったとき (4) 支払停止または支払不能の状態となったとき (5) 手形・小切手が不渡になったとき、または一般の支払が停止したとき (6) 差押、仮差押、仮処分申立または滞納処分を受けたとき (7) 破産申立または民事再生、特別清算、会社更生手続開始の申立があったとき (8) 強制執行を受けたとき (9) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他反社会的勢力であることが判明したとき (10) カード取扱いの規約(会員規約第22条)に反したとき
14. 反社会的勢力の 排除	お客さまは、次の各事項を確約します。お客さまに次の各事項があることが判明したとき、当社は、通知・催告なしに契約を解除します。なおこれらにより契約を解除したとき、当社は、お客さまに対し一切の損害賠償責任を負いません。 (1) お客さまは、現在および将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の社会運動を誹謗する者や特殊知能暴力集団およびこれらに準ずる者、のいずれにも該当しないこと (2) お客さまは、自らまたは第三者を利用し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説の流布および偽計や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務を妨害する行為およびこれらに準ずる行為を行わないこと
15. 信用情報機関への 登録等	(1) 信用情報(本人特定情報、契約内容、返済状況、取引事実等)は、当社が加盟する信用情報機関の株式会社日本信用情報機構、株式会社シー・アイ・シーおよび当該機関の提携先機関の全国銀行個人信用情報センターに報告され、登録されます。 (2) 信用情報の登録期間は、本人特定情報については契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間、契約内容、返済状況、取引事実の情報は契約継続中および契約終了後5年以内です。
16. 指定紛争解決機関	● 名 称 : 「日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター」 ● 所在地 : 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 ● 電話番号 : 03-5739-3861 詳細については、日本貸金業協会ホームページ(www.j-fsa.or.jp)をご覧ください。

(同意条項) 別紙「会員規約」の説明を受け、十分理解しました。また、本事前契約内容説明書により貸付けに係る契約内容を十分理解し、本書面を受領しました。本書面は、貸金業法第16条の2に規定する貸付けに係る契約内容を事前に説明する書面です。

受領日 年 月 日 受領者ご署名 _____